



平成27年5月21日

各 位

会 社 名 東邦ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 濱田 矩男
 (コード番号 8129 東証第一部)
 問合せ先 取締役コーポレート・コミュニケーション室長
 兼 経営企画室長 加藤 勝哉
 (電話 03-6838-2803)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月26日開催予定の当社第67回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、グループ経営体制を強化し、当社グループの競争力を高めることを目的として、純粋持株会社制から事業持株会社制に移行するため、現行定款第2条を事業持株会社体制に合わせた内容に変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員[○]の範囲が変更されたため、現行定款第29条第2項および第42条第2項の規定を変更するものであります。
 なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、予め監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む国内外の会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1) ~ (23) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. グループ会社に対する経営コンサルティング業</u></p> <p><u>3. 不動産の売買、賃貸借、仲介・斡旋、鑑定評価および管理業務</u></p> <p>4. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (23) (省 略)</p> <p><u>2. 当社は前項各号の事業を営むことができる。</u></p> <p><u>3. グループ会社に対する経営コンサルティング業</u> (削 除)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 ① (省 略) ② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 ① (現行どおり) ② 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第42条 ① (省 略) ② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第42条 ① (現行どおり) ② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催予定日 : 平成27年6月26日(金曜日)
- ② 定款変更の効力発生予定日 : 平成27年6月26日(金曜日)

以 上